

政治団体の手引き

〔令和 7 年 3 月〕

大阪府選挙管理委員会

〒540-8570 大阪府中央区大手前 2 丁目 1 番 22 号

(TEL)06-6944-9118 (直)

(FAX)06-6944-3548

(Mail) shichoson-g27@sbox.pref.osaka.lg.jp

<https://www.pref.osaka.lg.jp/senkan/>

目 次

1	政治資金規正法の目的	1
2	政治団体の種類	1
3	用語の説明	4
4	政治団体の設立、異動、解散の手続	5
5	資金管理団体	1 1
6	名称等の公表	1 3
7	会計経理	1 4
8	収支報告	1 6
9	寄附に関する制限	2 1
1 0	個人のする寄附に対する税の優遇措置	2 9
1 1	政治資金パーティー	3 1
1 2	特定パーティー開催団体	3 3
1 3	罰則	3 4
1 4	後援団体等の政治活動に関する文書図画の規制	3 9

<資料>

1	政治団体の設立・異動・解散等の手続	4 1
2	各種届出の必要書類	4 2
3	会計帳簿様式と記載要領	4 3

1 政治資金規正法の目的

「政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、民主政治の健全な発達に寄与する」（政治資金規正法（以下「法」という。）第1条）ことを目的としたものです。

2 政治団体の種類

法は、「政治団体を組織し、又はある団体が政治団体となった場合には、当該団体は、設立届を都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければならない」ことを規定しています。

政治団体とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ・政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- ・特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（いわゆる「後援会」）
- ・上記以外の団体で、次に掲げる活動を主たる活動として、組織的かつ継続的に行う団体
 - ア 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - イ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

政治団体には、その要件によって次の種類があります。

政治団体の種類	要件
政党 (法第3条第2項)	次のいずれかの要件に該当するもの ア 所属する国会議員を5人以上有するもの イ 前回の衆議院議員総選挙における小選挙区選挙若しくは比例代表選挙、前回又は前々回の参議院議員通常選挙における選挙区選挙若しくは比例代表選挙のいずれかにおいて、全国を通じた得票率が2%以上であるもの
政党の支部	政党の本部と本部支部の関係にあり、本部が支部と認め、その証明書等を添付して届出されたもの ※一以上の市町村の区域又は公職選挙法第12条に規定する選挙区の区域を主たる活動区域として設立しなければ、寄附の制限に関しては、その他の政治団体とみなされ、法人等からの寄附が受けられません。(法第21条第4項)
政治資金団体 (法第5条第1項第2号)	政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党本部が一つの団体を政治資金団体となるべきものとして指定し、その旨を法第6条の2第2項の規定により総務大臣に届出したもの
その他の政治団体 (法第3条第1項)	上記以外の政治団体
その他の政治団体の支部 (法第18条)	その他の政治団体が支部を有し、次の要件を備えているもの ア 本部の規約等に規定された政治団体の単位組織であり、本部と主従の関係にあること イ 本部の指揮統括の下に、一定の範囲で自主的に政治活動を行うことが認められ、かつ活動の成果がそこに統一されていること。

	ウ 会計について、一定の範囲内で独自に金銭等の授受を行える状況にあること。 ※上記の要件を満たさない下部組織（会計上独立していないもの又は単なる連絡事務所的なものなど）は、法上の「政治団体の支部」とはなりません。したがって、この場合、下部組織の行った収入・支出は、上部組織が行ったものとなりますので、上記組織の提出する収支報告書には下部組織が行った収入・支出も併せて報告する必要があります。 ※寄附の授受の制限の適用については、本部・支部を通じて一つの政治団体として取り扱われるため、その本部・支部を通じて制限額を超える寄附を受け付けることはできません。 ※政治団体の本部が資金管理団体に指定された場合は、資金管理団体に係る寄附制限の緩和（P11参照）制度が適用されるのは本部のみであり、支部には適用されません。
政策研究団体 （法第5条第1項第1号）	政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの * 令和8年1月1日から「国会議員関係政治団体」に関する規定が適用され、令和7年10月1日から届出が始まります。
資金管理団体 （法第19条）	公職の候補者等が、公職の候補者等本人が代表者である政治団体のうちから、その者のために政治資金の拠出を受けるべき団体として、指定した政治団体 ※公職の候補者等本人が代表者であっても、政党（支部を含む）、政策研究団体、本人以外の候補者の後援会及び法第3条第1項第3号に規定する政治活動を主たる活動として組織的・継続的に行う団体を資金管理団体として指定することはできません。 ※資金管理団体として指定できる団体の数は、一人につき一団体に限られます。
特定パーティー開催団体 （法第18条の2）	政治団体以外の者で、特定パーティー（パーティーの対価に係る収入が1,000万円以上になると見込まれる政治資金パーティー）を開催する団体 ※政治資金パーティーを開催しようとするときから政治団体とみなされますので、事前に設立等の届出が必要です。
国会議員関係政治団体 （法第19条の7） ※国会議員・候補者が代表者である政治団体で、かつ、寄附金控除制度の適用を受け、代表者である国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体は、1号団体と2号団体の両方に該当することになります。	< 1号団体 > 国会議員・候補者（候補者となろうとする者を含む。以下同じ。）が代表者である政治団体 < 2号団体 > 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける政治団体）のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体 ※寄附金控除制度の適用を受けない政治団体は、2号団体には該当しません。 ※2号団体は、その旨の届出をする前に、国会議員・候補者は、遅滞なく、国会議員関係政治団体に該当するため設立届又は異動届を

	する必要がある旨を当該政治団体に文書で通知しなければなりません。 ＜国会議員関係政治団体とみなされる団体＞ 政党の支部で、国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられるもののうち、国会議員・候補者が代表者であるもの ※みなし1号団体は、1号団体と同一の特例等が適用されます。 ※政党のいわゆる「都道府県連」は都道府県や市区町村といった「行政区画」を単位として設けられるものですので、基本的にはみなし1号団体には該当しません。 * 令和8年1月1日から次の団体も追加されます。 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く）のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体（当年及び翌年） ・ 同一の国会議員関係政治団体（政策研究団体に該当する国会議員関係政治団体を除く）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあってはその金額の合計額） ・ 同一の政策研究団体に該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額
--	--

3 用語の説明

用 語	説 明
収入	金銭、物品その他の財産上の利益の収受をいいます。
党費又は会費	いかなる名称をもってするを問わず、政治団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政治団体の構成員が負担するものをいいます。 ただし、法人その他の団体が負担する党費又は会費は寄附とみなされますので、寄附の量的制限及び質的制限を受けることになります。
寄附	金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいいます。
政治活動に関する寄附	政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者等の政治活動（選挙運動を含む。）に関してされる寄附をいいます。
支出	金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付をいいます。
公職の候補者等(注)	公職選挙法第86条等の規定による届出により公職の候補者となった者又は候補者になろうとする者（公職にある者を含む。）をいいます。
特定の公職の候補者等	国会議員、都道府県知事、都道府県議会議員、指定都市の長、指定都市の議会議員の選挙における公職の候補者又は候補者になろうとする者（公職にある者を含む。）をいいます。
当該選挙区内にある者	選挙権、被選挙権を有すると否とにかかわらず、当該選挙区内に住所又は居所を有する者及び住所又は居所を有しないが寄附を受ける際に当該選挙区内に滞在する者をいい、自然人及び法人のみでなく、人格なき社団、国、地方公共団体も含まれます。

（注）「公職の候補者等」とは、公職選挙法上の用語（公職選挙法第199条の2）で、政治資金規正法上では「公職の候補者」という用語が同義で使用されています（法第3条第4項）。本書では混乱を避けるため統一して「公職の候補者等」で記載しています。

4 政治団体の設立、異動、解散の手続

各届出の提出期限、窓口を除く提出方法の可否及び提出部数等は、次のとおりです。

		政治団体			資金管理団体		
提出期限 (事由発生日から)		設立届	異動届	解散届	指定届	異動届	取消届 なくなった旨の届
		7日以内 (※1)	7日以内	30日以内 (※2)	7日以内	7日以内	7日以内
郵送		不可	不可	可	可	可	可
オンラインシステム		可(※4)	可	可(※4)	可	可	可
提出	府団体(※3)	2部(大阪府選挙管理委員会へ提出)					
部数	全国団体(※3)	3部(大阪府選挙管理委員会を通じて総務大臣へ提出)					

- ※1 2号団体(国会議員関係政治団体)は、国会議員・候補者からの「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」(以下「2号団体該当通知」という。)を受けた日から7日以内が提出期限となります。
- ※2 国会議員関係政治団体は60日以内。年の途中で国会議員関係政治団体から国会議員関係政治団体以外の政治団体に、又は、国会議員関係政治団体以外の政治団体から国会議員関係政治団体に位置づけが変わった場合も「60日以内」となります。
- ※3 「府団体」とは主たる活動区域が大阪府内のみの団体、「全国団体」とは主たる活動区域が2以上の都道府県の区域にわたる団体
- ※4 マイナンバーカードによる電子申請により利用登録した場合のみ可。(窓口での使用申請書の提出により利用登録した場合は不可。)

(注) 1 届出に際し、代表者本人が届け出る場合は本人確認書類(マイナンバーカード、旅券、運転免許証等の証明書等。以下同じ。)の提示を、代表者の代理人が届け出る場合は当該代理人の権限を証する書面(委任状(様式は任意。以下同じ。))及び当該代理人の本人確認書類の提示が必要です。

ただし、届出に代表者本人による署名又は記名押印がなされている場合は、上記の対応は不要です。また、押印により届け出る場合、用いる印はいわゆる認め印で構いませんが、「〇〇会会長印」のように個人の姓が特定できない印は使用できません。

なお、訂正等が必要な場合に備え、可能であれば個人名が特定できる代表者の印をお持ちください。

- 2 政治団体は、設立届を届け出た後でなければ、寄附を受けたり支出をすることができません。届出前に、政治活動のために、寄附を受けたり支出をしますと、罰則適用の対象となります。(法第8条、第23条)

<参考>政治資金関係申請・届出オンラインシステム

政治資金収支報告書、各種届出を、インターネット上でいつでも簡単に提出できるシステムです。システムを利用するためには、オンライン又は書面のいずれかの方法で利用申請を行う必要があります。書面で利用申請をする場合の、「利用者登録申込書」の提出先は、府団体の場合は大阪府選挙管理委員会事務局へ、全国団体の場合は直接総務省へ提出してください。

国会議員関係政治団体は収支報告書のオンライン提出に努める義務があります。

*** 国会議員関係政治団体が令和9年1月1日以降に提出する収支報告書等は、オンラインによる提出が義務付けられます。**

(1) 設立届〔第1号様式〕

政治団体は、「代表者」、「会計責任者」、「会計責任者の職務代行者」を各1名選任し、組織した日から7日以内に文書で届け出なければなりません。

また、国会議員関係政治団体については、「国会議員関係政治団体に係る事項」を併せて文書で届け出なければなりません。（郵送での届出は、法で禁止されています。）

なお、2号団体の設立届の提出期限は、国会議員・候補者からの「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」（2号団体該当通知）を受けた日から7日以内となります。

ア 設立届（法第6条）

【記載事項】

① 団体の名称

※政治団体の支部にあつては、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部) 何々」と併記してください。

※官報等に告示された政党又は政治資金団体の名称及びこれらに類似する名称を用いることはできません。

②政党、政治資金団体及びその他の政治団体等の区別

③組織年月日

④主たる事務所の所在地

⑤主たる活動区域

⑥代表者、会計責任者、会計責任者の職務代行者それぞれの氏名、住所、電話番号、生年月日、選任年月日

※全て本名（戸籍上の氏名）を用いてください。通称やペンネームを使用することはできません。

※代表者と会計責任者の兼務や代表者と会計責任者の職務代行者の兼務は可能ですが、会計責任者とその職務代行者の兼務はできません。

⑦支部の有無

⑧課税上の優遇措置の適用関係の有無

⑨国会議員関係政治団体に係る事項

- ・ 1号団体（みなし1号団体を含む。以下同じ。）又は2号団体の区別
- ・ 代表者の公職の種類（1号団体）
- ・ 当該団体が推薦等をする国会議員・候補者の氏名及び公職の種類（2号団体）

イ 添付書類（資金管理団体の指定をする場合は、別途指定届が必要です（P10参照）。）

書類	留意点・要件等	政党		その他の政治団体	国会議員関係政治団体	政策研究団体	政治資金団体
		本部	支部				
・綱領、党則、規約等 （政治団体の目的、組織、運営に関し定めた文書）	寄附金控除制度の適用を受けようとする場合は、規約等の中に、推薦支持する者の氏名を記載する必要があります。	○	○	○	○	○	○
・所属国会議員届〔第2号様式〕 ・承諾書及び宣誓書〔第3号様式〕 ・政党の支部の状況に関する届〔第6号様式〕	国会議員5名以上の政党	○					
・得票総数届〔第4号様式〕 ・宣誓書〔第5号様式〕	得票率2%以上の政党	○					
・政党の状況等に関する届〔第20号様式〕 ・支部証明書〔第21号様式〕			○				
・国会議員関係政治団体に該当する旨の通知〔第27号様式〕 （2号団体該当通知）	2号団体のみ				○		
・被推薦書〔第8号様式〕 （特定の公職の候補者等が当該団体によって推薦され、又は支持されることを承諾する旨を記載し、かつ記名押印又は本人が自署により署名した書面）	特定の公職の候補者等を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体。ただし2号団体を除く。			○※			
・国会議員氏名届〔第7号様式〕 （当該団体を主宰する国会議員の氏名又はその主要な構成員である国会議員の氏名を記載した書面）	政治上の主義若しくは施策を推進、支持すること等を本来の目的とする団体で、国会議員が主宰し、又はその主要な構成員が国会議員であるもの。ただし2号団体を除く。			○※		○※	
・政治資金団体指定届〔第9号様式〕							○

※寄附金控除制度の適用を受けようとする団体のみ

(2) 異動届〔第11号様式〕

設立届の届出事項等に異動が生じた場合は、異動の日から7日以内に、異動に係る事項を文書で届け出なければなりません。

異動届は政治団体の設立届により届け出た全ての事項が対象となり、規約等の添付書類の内容に異動があった場合も必要となります。（例えば、政治団体の名称を変更する場合は規約の変更の届出も必要です。）

異動届の提出先及び提出部数は設立届と同じです。（郵送での届出は、法で禁止されていますが、オンラインシステムに登録済の団体はオンラインによる提出が可能です。また、政党の支部については、名称、主たる事務所の所在地、主たる活動区域のいずれかの事項に異動が生じた場合は、異動届に「支部証明書」（名称変更の場合は政党の状況等に関する届出も必要）の添付が必要です。

ア 異動届（法第7条）

【記載事項】

- | | | |
|--|---|-------------------------------|
| ① 政治団体の名称
② 事務所の所在地
③ 代表者の氏名
④ 異動する事項の新旧及び異動年月日 | } | 異動があった場合は <u>異動後の情報</u> を記載する |
|--|---|-------------------------------|

イ 異動内容と異動届に添付する書類

異動の内容	添付書類
・ 団体名称や綱領、党則、規約等	・ 変更後の綱領、党則、規約等
・ 政党の本部名称や所在地	・ 政党の状況等に関する届出
・ 政党の支部の名称	・ 政党の状況等に関する届出 ・ 支部証明書
・ 主たる事務所の所在地や活動区域	・ 支部証明書
【国会議員関係政治団体】 ・ 新たに国会議員等を推薦 ・ 公職の種類の異動に伴い2号団体に該当 等 ・ 被推薦者の公職の種類 ・ 被推薦者の氏名 ・ 被推薦者の住所	・ 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知 （2号団体該当通知）
【国会議員関係政治団体】 ・ 推薦等をしていた公職の候補者が国会議員以外の公職の種類に変わった場合	・ 国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知
【課税上の優遇措置の適用団体のうち、政党及び国会議員関係政治団体以外の団体】 ・ 被推薦者の公職の種類 ・ 被推薦者の氏名 ・ 被推薦者の住所	・ 被推薦書

ウ 届出先の異動

- ① 府団体から全国団体へと届出先を異動した場合（活動区域を「大阪府内」から「2以上の都道府県の区域」に変更した場合）

提出先	提出物	資金管理団体の場合
大阪府選挙管理委員会	・届出事項等の異動届	
総務大臣（※1）	・設立届（※2）	・資金管理団体届出事項の異動届及び宣誓書

- ② 全国団体から府団体へ届出先を異動した場合（活動区域を「2以上の都道府県の区域」から「大阪府内」に変更した場合）

提出先	提出物	資金管理団体の場合
大阪府選挙管理委員会	・設立届（※2）	・資金管理団体届出事項の異動届及び宣誓書
総務大臣（※1）	・届出事項等の異動届	

- ③ 府団体が他の都道府県へ届出先を異動した場合（事務所の所在地を他府県に異動した場合）

提出先	提出物	資金管理団体の場合
大阪府選挙管理委員会	・届出事項等の異動届	・資金管理団体届出事項の異動届及び宣誓書
異動先の都道府県選挙管理委員会	・設立届（※2）	・資金管理団体届出事項の指定届及び宣誓書

- ④ 府内に主たる事務所の所在地のある全国団体が、他の都道府県へ届出先を異動した場合（事務所の所在地を他府県に異動した場合）

提出先	提出物	資金管理団体の場合
大阪府選挙管理委員会又は異動先の都道府県選挙管理委員会	・届出事項等の異動届	・資金管理団体届出事項の異動届及び宣誓書

※1 主たる事務所の所在地のある都道府県選挙管理委員会を経由（引き続き主たる事務所が大阪府内にある場合は大阪府選挙管理委員会に提出）

※2 設立にあたっての必要書類は設立届（P5）参照

(3) 解散届〔第18号様式又は第19号様式〕

ア 解散届（法第17条、第19条の10）

政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなったときは、その団体の代表者及び会計責任者は「解散届」を提出しなければなりません。

※政治団体の本部は、当該政治団体の支部が解散したときは、その団体の支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって「支部解散届」を提出することができます。この場合、政治団体の本部は、支部の代表者及び会計責任者であった者に対し、解散の届出をした旨を通知しなければなりません。（法第18条第5項）

（注）法第17条第2項適用団体の扱い

「法第17条第2項適用団体」とは、2年分連続して収支報告書の提出を怠っている政治団体をいい、法上、政治団体の設立届を届け出ているものとみなされ、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受けたり、支出をしたりすることが認められなくなりますので、実質的に政治活動ができなくなります。

政治団体の自然解散、自然消滅は認められていませんので、法第17条第2項適用団体となった場合は、解散の手続きが必要です。

また、法第17条第2項適用団体は、政治活動のための寄附の受領及び支出はできませんので、その団体が再び政治活動のための寄附の受領及び支出をしようとするときは、まず法第17条第2項適用団体の解散の手続をした上で、新たに政治団体の設立の手続をする必要があります。

イ 解散に伴う収支報告書の提出

政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなったときは、上記解散届以外に、解散した年の1月1日から解散の日までの「収支報告書」の提出が必要です。

	右記以外の政治団体	国会議員関係政治団体
提出期限 (解散日から)	30日以内	60日以内（※1）
郵送	可	
オンラインシステム	可（※3）	
提出部数	3部	
提出先	大阪府選挙管理委員会（全国団体の場合は大阪府を經由して総務大臣）（※2）	

※1 年の途中で国会議員関係政治団体から国会議員関係政治団体以外の政治団体に、又は、国会議員関係政治団体以外の政治団体から国会議員関係政治団体に位置づけが変わった場合の解散届及び収支報告書の届出期限は、いずれも「60日以内」となります。

※2 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合は本人確認書類の提示を、これらの者の代理人が届け出る場合は当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び当該代理人の本人確認書類の提示が必要です。ただし、届出に代表者及び会計責任者本人による署名又は記名押印がなされている場合は、上記の対応は不要です。

※3 マイナンバーカードによる電子申請により利用登録した場合のみ可。（窓口での使用申請書の提出により利用登録した場合は不可。）

（注） 前年以前の収支報告書が未提出の場合は、前年以前の収支報告書も必要です。

5 資金管理団体

※届出の提出部数は、府団体2部、全国団体3部です（P4参照）。

(1) 指定届（法第19条）〔第23号様式〕

公職の候補者等は、資金管理団体の指定をしたときは、その指定の日から7日以内に「資金管理団体指定届」の提出が必要です。

【記載事項及び宣誓】

- ①資金管理団体の指定をした旨及び届出する者の氏名、住所
- ②届出する者に係る公職の種類
- ③資金管理団体の名称
- ④主たる事務所の所在地
- ⑤代表者の氏名
- ⑥指定年月日
- ⑦上記①から⑥に記載した事項が真実であることの宣誓

(2) 届出事項の異動届（法第19条第3項第3号）〔第26号様式〕

公職の候補者等は、資金管理団体の届出事項（公職の種類、資金管理団体の名称、主たる事務所の所在地等）に異動があったときは、その異動の日から7日以内に「資金管理団体届出事項の異動届」の提出が必要です。

※「候補者」⇔「現職」の異動についても、異動届の提出が必要です。

(3) 取消届（法第19条第3項第1号）〔第24号様式〕

公職の候補者等は、資金管理団体の指定を取り消したときは、その取消の日から7日以内に「資金管理団体指定取消届」の提出が必要です。

(4) 資金管理団体でなくなった旨の届（法第19条第3項第2号）〔第25号様式〕

資金管理団体が以下のように、その適格性を失った場合には、届出をした者等は、その事実が発生した日から7日以内に「資金管理団体でなくなった旨の届」の提出が必要です。

- ア 資金管理団体の指定の届出をした者が公職の候補者等でなくなった場合
- イ 資金管理団体の指定の届出をした者が当該政治団体の代表者でなくなった場合
- ウ 資金管理団体の指定を受けた政治団体が解散した場合
- エ 資金管理団体の指定を受けた政治団体が法第3条第1項第1号又は第2号の規定に該当する政治団体（政治活動を本来の目的とする政治団体）でなくなった場合
- オ 資金管理団体の指定を受けた政治団体が当該指定の届出をした公職の候補者等以外の者を推薦し又は支持することを本来の目的とする政治団体となった場合
- カ 資金管理団体の指定の届出をした者が死亡した場合

＜参考１＞ 資金管理団体に係る寄附制限の緩和

- ① 公職の候補者等が「政党から受けた政治活動に関する寄附を自らの資金管理団体へ寄附する場合」（特定寄附）には、寄附の量的制限が適用されません。
- ② 公職の候補者等が自らの資金管理団体に対してする寄附（特定寄附を除く。）については、量的制限のうち個別制限（年間１５０万円以内）が適用されず、年間１，０００万円の総枠の範囲内で寄附ができます。
- ③ 公職の候補者等は、公職選挙法により、一定期間（P23下段参照）は、自己の後援団体への寄附は禁止されていますが、その後援団体が資金管理団体であれば寄附することができます。（寄附の制限についてはP17以降参照）

＜参考２＞ 資金管理団体による不動産取得等の制限（法第１９条の２の２）

資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有することができません。

＜参考３＞ 資金管理団体に係る収支報告書の記載及び領収書等の写しの添付の義務付け
（法第１９条の５の２）

資金管理団体が行った支出については、政治活動費に加え、人件費以外の光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費（以下「人件費以外の経常経費」という。）に関する１件当たり５万円以上のものについても、収支報告書に、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載するとともに、領収書等の写しを併せて提出しなければなりません。

政治団体に資金管理団体に指定されている期間と指定されていない期間が混在する場合、その政治団体が資金管理団体として指定されていなかった期間に行った支出については、人件費以外の経常経費に関する１件当たり５万円以上の支出の内訳の記載やこれらの領収書等の写しの添付は不要です。（収支報告書については、P14参照）

6 名称等の公表

(1) 名称等の公表（法第7条の2、第17条、第19条の2）

政治団体の設立届等が提出された場合、大阪府選挙管理委員会又は総務大臣は一定の届出事項を告示します。

(2) 法で定められた告示の内容

事由	告示内容
政治団体の設立の届出があったとき又は政党以外の政治団体が政党となったとき	・政治団体の名称 ・代表者及び会計責任者の氏名 ・主たる事務所の所在地 ・政党又は政治資金団体であるときはその旨 ・1号団体であるときはその旨及び当該1号団体の代表者である公職の候補者に係る公職の種類 ・2号団体であるときはその旨、当該2号団体が推薦又は支持する公職の候補者の氏名及びその公職の候補者に係る公職の種類
異動の届出があったとき（告示された事項の異動に限る。）	・政治団体の名称、代表者及び会計責任者の氏名、主たる事務所の所在地等告示された事項のうち異動した事項
政党が政党でなくなったとき	・政党が政党でなくなった旨
政治資金団体の指定の取消しの届出があったとき	・政治資金団体の指定の取消しの届出があった旨
解散の届出があったとき	・解散の届出があった旨
法第12条第1項の規定による収支報告書を2年間にわたり提出しなかったため、設立の届出をしていないものとみなされることとなったとき	・収支報告書を2年間にわたり提出しなかったため、設立の届出をしていないものとみなされることとなった旨
資金管理団体の指定の届出があったとき	・資金管理団体の届出をした者の氏名 ・公職の種類 ・資金管理団体の名称 ・主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
資金管理団体の届出事項の異動の届出があったとき（告示された事項の異動に限る。）	・公職の種類、資金管理団体の名称、主たる事務所の所在地等の告示された事項のうち異動した事項
資金管理団体の指定取消の届出があったとき	・資金管理団体の指定が取り消された旨
資金管理団体でなくなった旨の届があったとき	・資金管理団体でなくなった旨

(3) 告示の方法

「府団体」は大阪府選挙管理委員会が大阪府公報により、「全国団体」は総務大臣が官報等により行います。

7 会計経理

(1) 会計帳簿の備付け及び記載（法第9条）

政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体の全ての収入及び支出並びに金銭等（金銭及び有価証券。以下同じ。）の運用に関する事項を記載しなければなりません。

＊令和8年1月1日から、国会議員関係政治団体の代表者は、随時又は定期的に、以下の事項を確認しなければなりません。

- ・会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。
- ・会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係る収入及び支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

(2) 政治資金の運用の規制（法第8条の3）

政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者等はその者が受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を、次に掲げる方法以外で運用することはできません。

ア 銀行その他の金融機関への預金又は貯金

イ 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得

ウ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの

(3) 会計責任者に対する明細書の提出（法第10条）

政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受け、又は支出をした者は、その日から7日以内に明細書を会計責任者に提出しなければなりません。

また、政治団体のために寄附のあつせんをした者も、そのあつせんを終えた日から7日以内に明細書を会計責任者に提出しなければなりません。

※明細書記載事項

- ・寄附を受けた場合・・・寄附をした者の氏名、住所、職業、その寄附の金額及び年月日
- ・支出をした場合・・・支出を受けた者の氏名、住所、その支出の目的・金額及び年月日
- ・寄附のあつせんをした場合・・・寄附をした者の氏名、寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業、その寄附の金額及び年月日、その寄附のあつせんに係る金額及びこれを集めた期間

(4) 領収書等の徴収（法第11条、第19条の9）

会計責任者等は、1件5万円以上の全ての支出について、その支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴さなければなりません。

国会議員関係政治団体の会計責任者等については、全ての支出について、領収書等を徴することとされています。

＊令和8年1月1日から、政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によってはすることができません。

(5) 会計責任者の事務の引継ぎ（法第 15 条）

会計責任者が変わった場合は、前任者は退職の日から 15 日以内に、担当していた事務を後任者に引継がなければなりません。引継ぎをする場合は、引継ぎをする者が引継書を作成し、引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者の双方が署名捺印しなければなりません。

(6) 会計帳簿等の保存（法第 16 条）

会計責任者は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を収支報告書の要旨の公表（インターネットその他の適切な方法による収支報告書の公表を含む）があった日から 3 年間保存しなければなりません。

* 令和 8 年 1 月 1 日から、官報又は公報による収支報告書の要旨の公表に係る規定は削除され、上記保存期間はインターネットその他の適切な方法により収支報告書が公表された日から 3 年間となります。

8 収支報告

(1) 収支報告書及び領収書等写しの提出（法第12条、第19条の10）

政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、その政治団体に係るその年の全ての収入、支出、翌年への繰越額並びに資産等の状況を記載した収支報告書及び領収書等の写しを作成し、府選挙管理委員会等へ提出しなければなりません。

（注）1 1年間を通じて収入及び支出がなかった場合でも、収入及び支出がない旨を記載した収支報告書を提出しなければなりません。

2 2年分連続して収支報告書を提出しない政治団体は、設立の届出をしていない団体とみなされ、2年目分の提出期限を経過した日以後寄附を受け、又は支出することができなくなります。（法第17条第2項）

(2) 提出先等

	右記以外の政治団体	国会議員関係政治団体
必要書類（※1）	・収支報告書 3部 ・領収書等の写し（※2） 2部 ・寄附金控除のための書類 2部 （必要な場合のみ）	・収支報告書 3部 ・領収書等の写し（※1） 2部 ・寄附金控除のための書類 2部 （必要な場合のみ） ・政治資金監査報告書 2部
提出期限（※3）	翌年3月末	翌年5月末
郵送	可	
オンラインシステム	可	
	* 国会議員関係政治団体が令和9年1月1日以降に提出する収支報告書等は、オンラインによる提出が義務付けられます。	
提出先	大阪府選挙管理委員会（全国団体の場合は大阪府を經由して総務大臣）	

※1 収支報告書用紙、記載要領等は、毎年12月に各政治団体から届出のあった主たる事務所の所在地へ郵送します。

※2 領収書等の写しはA4用紙に複写したものをご提出ください。

- ・未発行や社会通念上領収書を発行しない等の理由により領収書の写しを添付できない場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に必要事項を記載して提出してください。
- ・金融機関への振込みによる支出については、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に必要事項を記載するか、「支出目的書」に必要事項を記載し、併せて金融機関が作成した振込明細の写しを添付するか、どちらかの方法を選択し提出してください。振込明細に支出の目的が記載されている場合（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。）は、当該明細書の写しのみでの提出で、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」又は「支出目的書」は必要ありません。

※3 提出期限が衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間と重なる場合は、提出期限は4月末日（国会議員関係政治団体については、6月末日）までとなります。また、提出期間の最終日が土曜日又は日曜日の場合は、その直後の月曜日が提出期限となります。

(3) 要旨の公表（法第20条）

提出された収支報告書は、提出された年の11月末日までにその要旨を公表することとされており、府団体については大阪府選挙管理委員会のホームページによりその収支報告書の写しを、全国団体についてはその要旨を官報に、収支報告書の写しを総務省のホームページにより公表することになります。

- * オンラインで提出された政党本部、政治資金団体、国会議員関係政治団体の収支報告書の情報については、収支報告書が公表されている期間にあわせてデータベースを用いた公表も行われます（令和8年定期公表分以降及び令和10年解散分以降の収支報告書が対象となります。令和10年4月1日までに開始）。
- * 令和8年1月1日から、官報又は公報による収支報告書の要旨の公表に係る規定は削除されます（収支報告書はホームページ等で公表します）。

(4) 国会議員関係政治団体に関する特例

国会議員関係政治団体は、次のような特例が適用されます。

ア 全ての支出について領収書等を徴収し、要旨公表日から3年間保存すること。（法第19条の11第2項において読み替えて適用する法第16条第1項）

- * 令和8年1月1日から、官報又は公報による収支報告書の要旨の公表に係る規定は削除され、上記保存期間は報告書が公表された日から3年間となります。

イ 収支報告書に、人件費以外の経費で1件1万円超の支出について、明細（支出を受けた者の氏名・住所、支出の目的・金額・年月日）を記載するとともに、併せて、その領収書等の写しを提出すること。（法第19条の10において読み替えて適用する法第12条又は第17条）

ウ 収支報告書を提出する際に、あらかじめ、登録政治資金監査人による政治資金監査を受け、政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出すること。（法第19条の13、第19条の14）

登録政治資金監査人の登録状況については、総務省に設置している政治資金適正化委員会によって、官報やインターネット等で公表されます。（法第19条の24）

エ 収支報告書の提出期限は、原則として5月末日となること。（法第19条の10において読み替えて適用する法第12条第1項）

※ 年の途中で国会議員関係政治団体から国会議員関係政治団体以外の政治団体に、又は、国会議員関係政治団体以外の政治団体から国会議員関係政治団体に位置づけが変わった場合においても、国会議員関係政治団体であった期間の支出については、前記アからエまでの特例の適用を受けます。

* 令和6年改正により追加された上記以外の内容

1 預貯金による政治資金の保管（令和8年1月1日から適用）

国会議員関係政治団体は、その有する金銭については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管するものとされています。

2 翌年への繰越しの金額の確認等（令和8年分収支報告書から適用）

国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の12月31日又は解散等の日における預貯金口座の残高を確認することができる書類（残高確認書）に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければなりません。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面（差額説明書）を作成しなければなりません。

3 代表者による確認書制度

（①、②は令和8年1月1日から適用、③～⑤は、令和8年分収支報告書から適用）

①収支報告書の記載に係る会計責任者の職務の監督

国会議員関係政治団体の代表者は、収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が政治資金規正法の規定に従って行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督しなければなりません。

②会計帳簿等に関する随時又は定期的確認

国会議員関係政治団体の代表者は、随時又は定期的に、次の事項を確認しなければなりません。

- ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。
- ・ 会計帳簿には収入及び支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

③会計責任者による報告書提出時の代表者に対する説明

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければなりません。

④代表者による確認書の交付

国会議員関係政治団体の代表者は、②による確認の結果及び③による説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければなりません。

⑤確認書の収支報告書への添付

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、④により交付された確認書を収支報告書に添付しなければなりません。

4 収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例

（令和8年分収支報告書から適用）

国会議員関係政治団体の収支報告書に記載すべき収入の金額の全部若しくは一部の記載がなかった場合又は収支報告書に記載すべきでない支出の金額の記載があった場合において、当該収支報告書が公表されている間に、当該国会議員関係政治団体がそれらに相当する金額の範囲内の金銭を国庫に納付するときは、その納付による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2から第199条の5まで（公職の候補者等の寄附の禁止等）の規定は、適用しないこととなっています。

(5) 国又は都道府県における収支報告書及び領収書等の写しの保存並びに閲覧等

総務大臣又は都道府県選挙管理委員会は、収支報告書を公表した日から3年間、政治団体から提出のあった収支報告書及び領収書等の写しを保存しなければならないとされており、この間、これらの書類を閲覧又は写しの交付に供することとされています。

閲覧又は写しの交付の方法は、総務大臣又は都道府県選挙管理委員会がそれぞれ定めており、府団体については大阪府選挙管理委員会が、全国団体については総務省が対応しています。

* 令和9年1月1日以後に提出される収支報告書から公表、閲覧及び写しの交付に係る個人寄附者等の個人情報の保護（※）が適用されます。

※ 収支報告書に記載された個人寄附者等（寄附をした者又は政治資金パーティーの対価の支払をした者（それぞれあつせんした者を含む。）であつて、個人であるもの）の住所に係る部分をインターネットを利用する方法により公表するときは、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分（外国の場合は、当該外国の国名）に限って公表されます。

ただし、当分の間、収支報告書がオンラインにより提出された場合に限り適用し、収支報告書がオンライン以外により提出された場合において、住所限定報告書（※）があわせて提出されたときは、当該住所限定報告書を公表することとされています。

※ 住所限定報告書：個人寄附者等の住所に係る記載のうち、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分以外の部分の記載がない書面（字名・番地以下の記載がない書面）で、当該住所部分を除いた記載内容が収支報告書（オンラインではなく紙で提出されたもの）の記載内容と同一であるもの

(6) 国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示

国会議員関係政治団体については、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等（以下「少額領収書等」という。）も開示請求の対象となります。

人件費以外の経費で1件1万円超の支出に関する領収書等の写しは、あらかじめ、収支報告書と併せて国会議員関係政治団体から提出されるため、これら領収書等の開示は上記(5)に従って行われることとなりますが、少額領収書等は、開示請求があつて初めて国会議員関係政治団体から総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に提出されるため、開示の手続きは以下のとおりとなります。

ア 開示請求書の提出

開示請求者は、開示請求書に①開示請求者の氏名、住所、②開示請求に係る団体の名称、③少額領収書等の写しに係る支出がされた年等の必要事項を記載して、総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に提出します。

イ 少額領収書等の写しの提出命令

開示請求を受けた総務大臣又は都道府県選挙管理委員会は、開示請求があつた日から10日以内に、国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、少額領収書等の写しの提出を命令します。

※ 開示請求が権利濫用又は公序良俗違反と認められる場合に該当するときは、ウ及びエの手続を経ずに、不開示決定となります。

ウ 少額領収書等の写しの提出

提出命令を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者は、提出命令があつた日から原則20日以内に、少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に提出します。

エ 開示決定

総務大臣又は都道府県選挙管理委員会は、少額領収書等の写しの提出があつた日から原則30日以内に開示決定し、閲覧又は写しの交付の方法により開示します。

※ 閲覧又は写しの交付に当たっては、請求者は、国又は都道府県選挙管理委員会が定める所定の手数料を支払う必要があります。（大阪府においては、閲覧は無料ですが、写しの交付に当たっては、次の表のとおり所定の手数料を支払う必要があります。）

区分	金額
複写機により単色刷りで用紙に複写したもの	1枚につき10円
スキャナ等で読み取った上で光ディスクに複写したもの	CD-R又はDVD-R1枚につき50円 に文書等1枚につき10円を加えた金額

※ 国会議員関係政治団体が国会議員関係政治団体でない間に行った支出に係る少額領収書等の写しについては、開示を請求することはできません。また、国会議員関係政治団体が解散した場合も、少額領収書等の写しの開示請求をすることはできません。

9 寄附に関する制限

(1) 寄附の量的制限

寄附の量的制限には総枠制限と個別制限があり、政治活動に関する寄附は、各年において（別表1、2）のとおりとされています。

ア 総枠制限（法第21条の3）

1年間に寄附することができる政治活動に関する寄附の総額を定めたもので、寄附者と受領者に応じて限度額が定められています。

イ 個別制限（法第22条）

同一の寄附者から同一の受領者に対する寄附の年間総額の制限を定めたもので、個人の政治活動に関する寄附は、政党及び政治資金団体以外の同一の者（団体）に対して年間150万円を超えることはできません。

〔適用除外〕

個人のする寄附のうち「特定寄附」及び「遺贈」による寄附については、量的制限はありません。

- ・ 特定寄附・・・資金管理団体の届出をした公職の候補者等が、政党から受けた政治活動に関する寄附を自らの資金管理団体に対してする寄附をいいます。
- ・ 遺贈・・・遺言により無償で財産上の利益を他人に譲り渡すことで、遺言者の死亡によりその効力が生ずるものをいいます。

（注）寄附の量的制限については、下記事項にご注意ください。

- 1 会社、労働組合及び職員団体並びにその他の団体の負担する党費又は会費は寄附とみなされますので（法第5条第2項）、寄附の量的制限の限度額に算入されます。また、会社、労働組合及び職員団体その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対して政治活動に関する寄附はできません。（法第21条第1項）
- 2 寄附とは財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外をいいますので、現金による寄附のみならず、物品による寄附、無償提供等も含めて限度額以内でなければなりません。
- 3 年間の政治活動に関する寄附の額は、政治団体の本部・支部を通じて一つの政治団体として算定されますので、個人が行う政党・政治資金団体以外の政治団体に対する寄附については、その本部・支部を通じて年間150万円を超えてすることができません。
- 4 政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）が行う政治活動に関する寄附については、同一の政治団体に対しては年間5千万円を超えてすることができません。

(別表 1) 寄附の量的制限

受領者 寄附者	政党・政治資金団体	公職の候補者等	資金管理団体	その他の政治団体
個人	総額 2000 万円以内 で個別制限なし (注 3)	総 額 1000 万 円 以 内 で 候補者 1 人あたり 150 万円以内 (注 1)		
遺贈による寄附	無制限	無制限	無制限	無制限
公職の候補者等	総額 2000 万円以内 で個別制限なし (注 3)	総 額 1000 万 円 以 内 で ・ 選挙区外の候補者等 候補者 1 人あたり 150 万円以内 (注 1) ・ 選挙区内の候補者等 禁 止		
特定寄附 (政党からの寄附を自己の資金管理団体に寄附すること)			・ 他者の資金管理団体 1 団体あたり 150 万円以内 ・ 自己の資金管理団体 上記総額 1000 万円 以内で個別制限なし ・ 自己の資金管理団体 無制限	1 団体あたり 150 万円以内 (注 2)
会 社	総額規制 (資本金に応じて 750 万～1 億円) の範囲内で個別制限なし (注 3・4)	禁 止	禁 止	禁 止
労働組合 職員団体	総額規制 (組合員等の数に応じて 750 万～1 億円) の範囲内で個別制限なし (注 3・4)	禁 止	禁 止	禁 止
その他 任意団体等	総額規制 (前年経費の額に応じて 750 万～1 億円) の範囲内で個別制限なし (注 3・4)	禁 止	禁 止	禁 止
政 党	無制限 (注 3)	無制限 (注 5)	無制限	無制限
資金管理団体	無制限 (注 3)	・ 後援候補者及び後援候補者の選挙区外の候補者等 無制限 (注 1) ・ 後援候補者の選挙区内の候補者等 禁 止	同一の団体に対して 5 千万円以内	同一の団体に対して 5 千万円以内
その他の 政治団体	無制限 (注 3)	・ 後援候補者及び後援候補者の選挙区外の候補者等 無制限 (注 1) ・ 後援候補者の選挙区内の候補者等 禁 止	同一の団体に対して 5 千万円以内	同一の団体に対して 5 千万円以内

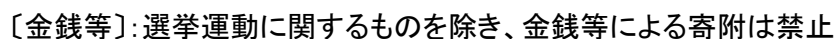
- (注) 1 日頃の政治活動に関する寄附は物品に限るが、選挙運動に関する寄附は金銭及び有価証券でも可。
- 2 その他の団体が当該公職の候補者等の後援団体の場合は一定期間寄附が禁止される。
- 3 政治資金団体への寄附は預金等の口座への振込み又は振替に限る。(千円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付によるものを除く。)
- 4 一以上の市町村(政令指定都市にあっては行政区又は総合区)の区域又は公職選挙法第12条に規定する選挙区の区域を主たる活動区域とする支部のみ適用され、それ以外の支部は禁止されます。
- 5 金銭及び有価証券による政党がする寄附(選挙運動に関するものを除く)は、令和8年12月31日まで認められています。

(別表2) 会社、労働組合・職員団体、その他の団体の寄附の限度額

前ページの会社、労働組合、職員団体、その他の団体が政党及び政治資金団体に対してする寄附の総額の限度額は資本等の規模に応じて次の表のとおりとなります。

	寄 附 者 の 区 分			寄 附 の 総 額 の 限 度 額
	会 社 (資本又は出資の金額)	労働組合・職員団体 (組合員又は構成員の数)	その他の団体 (前年における年間の経費の額)	
区 分	10億円未満	5万人未満	2千万円未満	750万円
	10億円以上50億円未満	5万人以上10万人未満	2千万円以上6千万円未満	1500万円
	50億円以上100億円未満	10万人以上15万人未満	6千万円以上8千万円未満	3000万円
	100億円以上150億円未満	15万人以上20万人未満	8千万円以上1億円未満	3500万円
	150億円以上200億円未満	20万人以上25万人未満	1億円以上1億2千万円未満	4000万円
	200億円以上250億円未満	25万人以上30万人未満	1億2千万円以上1億4千万円未満	4500万円
	250億円以上300億円未満	30万人以上35万人未満	1億4千万円以上1億6千万円未満	5000万円
	300億円以上350億円未満	35万人以上40万人未満	1億6千万円以上1億8千万円未満	5500万円
	350億円以上400億円未満	40万人以上45万人未満	1億8千万円以上2億円未満	6000万円
	400億円以上450億円未満	45万人以上50万人未満	2億円以上2億2千万円未満	6300万円
	450億円以上500億円未満	50万人以上55万人未満	2億2千万円以上2億4千万円未満	6600万円
	500億円以上550億円未満	55万人以上60万人未満	2億4千万円以上2億6千万円未満	6900万円
	550億円以上600億円未満	60万人以上65万人未満	2億6千万円以上2億8千万円未満	7200万円
	600億円以上650億円未満	65万人以上70万人未満	2億8千万円以上3億円未満	7500万円
	650億円以上700億円未満	70万人以上75万人未満	3億円以上3億2千万円未満	7800万円
	700億円以上750億円未満	75万人以上80万人未満	3億2千万円以上3億4千万円未満	8100万円
	750億円以上800億円未満	80万人以上85万人未満	3億4千万円以上3億6千万円未満	8400万円
	800億円以上850億円未満	85万人以上90万人未満	3億6千万円以上3億8千万円未満	8700万円
	850億円以上900億円未満	90万人以上95万人未満	3億8千万円以上4億円未満	9000万円
	900億円以上950億円未満	95万人以上100万人未満	4億円以上4億2千万円未満	9300万円
950億円以上1000億円未満	100万人以上105万人未満	4億2千万円以上4億4千万円未満	9600万円	
1000億円以上1050億円未満	105万人以上110万人未満	4億4千万円以上4億6千万円未満	9900万円	
1050億円以上	110万人以上	4億6千万円以上	1億円	

○政治家個人に対する寄附



- 25 -

(2) 寄附の質的制限

ア 政治資金規正法による制限 ※改正法（下線部分）は令和9年1月1日から適用

寄附をしてはならない者等	禁止期間	禁止の内容
①会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体は除く。）〔法21条〕	時期を問わず	政治活動に関する一切の寄附 〔除外〕政党、政治資金団体に対する寄附
②何人も（政党は除く。） 〔法21条の2〕	同 上	公職の候補者等の政治活動（選挙運動を除く。）に関する金銭等による寄附 〔除外〕政治団体に対する寄附
③国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法第3条第1項の規定による政党交付金を除く。以下⑥において同じ。）の交付の決定を受けた会社その他の法人〔法22条の3①〕	給付金の交付決定の通知を受けた日から1年の間	政治活動に関する一切の寄附 〔除外〕地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者等、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者の後援団体に対する寄附
④国から資本金、基本金等の出資又は拠出を受けている会社その他の法人〔法22条の3②〕	時期を問わず	同 上
⑤地方公共団体から資本金、基本金等の出資又は拠出を受けている会社その他の法人〔法22条の3④〕	同 上	当該地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者等、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくは反対する政治団体に対して政治活動に関する寄附をすること
⑥地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付決定を受けた会社その他の法人〔法22条の3④〕	交付決定の通知を受けた日から1年の間	同 上
⑦3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社 〔法22条の4〕	その欠損がうめられるまでの間	政治活動に関する一切の寄附
⑧外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織〔法22条の5〕 （注1） <u>改正法22条の5②③</u>	時期を問わず	政治活動に関する一切の寄附 〔除外〕日本法人であつて、その発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているものがする寄附 令和9年1月1日より、外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治活動に関する寄附をすることが禁止されます。
⑨何人も、本人名義以外の名義又は匿名で〔法22条の6〕	同 上	政治活動に関する一切の寄附 〔除外〕街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対して行う千円以下の寄附

⑩何人も〔法２２条の６の２①〕	同 上	預金等の口座への振込みによることなく行う、 政治資金団体に対する寄附 〔除外〕 千円以下の寄附・不動産の譲渡又は貸付け
⑪政治資金団体 〔法２２条の６の２②〕	同 上	預金等の口座への振込みによることなく行う、 政治活動に関する寄附 〔除外〕 千円以下の寄附・不動産の譲渡又は貸付け
⑫何人も〔法２２条の６の２③〕	同 上	政治資金団体が預金等の口座への振込みによ ることなくした寄附の受領 〔除外〕 千円以下の寄附・不動産の譲渡又は貸付け

*罰則については、P34～38 を参照してください。

イ 公職選挙法による制限

寄附をしてはならない者等	禁止期間	禁止の内容
①国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者〔法１９９条①〕	契約の当事者である間	衆議院議員及び参議院議員の選挙に関して寄附をすること。
②地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者〔法１９９条①〕	同 上	当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関して寄附をすること。
③国から利子補給された者から融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。）を受けている会社その他の法人〔法１９９条②〕	利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から、全額の交付が完了した日から起算して１年を経過した日までの間	衆議院議員及び参議院議員の選挙に関して寄附をすること。
④地方公共団体から利子補給された者から融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。）を受けている会社その他の法人〔法１９９条②〕	同 上	当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関して寄附をすること。
⑤公職の候補者等 〔法１９９条の２①〕 ○罰則の適用がないもの （公選法２４９条の２） ・結婚披露宴へ自ら出席した場合の祝儀 ・葬式や通夜に自ら出席した場合の香典	時期を問わず	当該選挙区内にある者に対して寄附をすること。 〔除外〕 １ 政党その他の政治団体及びその支部に対してする場合 ただし、政治団体が自己の後援会（資金管理団体は除く。）の場合は、 <u>一定期間（注）</u> 禁止される。 ２ 公職の候補者等の親族（６親等内の血族、配偶者及び３親等内の姻族）に対してする場合 ３ 公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するため選挙区内で行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。）としてする場合。 ただし、参加者に対して饗応接待が行われたり、選挙区外で行われる場合は例外とはならないため禁止される。また、法第１９９条の５第４項の区分による <u>一定期間（注）</u> は禁止される。
⑥公職の候補者等以外の者〔法１９９条の２②〕	同 上	公職の候補者等を寄附の名義人とし、当該選挙区内にある者に対して寄附をすること。 〔除外〕 １ 当該公職の候補者等の親族に対してする場合 ２ 当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。）としてする場合

寄附をしてはならない者等	禁止期間	禁止の内容
⑦何人も〔法１９９条の２③〕	時期を問わず	公職の候補者等に対して、当該選挙区内にある者に対する寄附を勧誘したり要求したりすること。 〔除外〕 １ 政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対してする寄附を勧誘したり要求したりする場合 ２ 当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償としてする寄附を勧誘したり、要求したりする場合
⑧公職の候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体（国及び地方公共団体は除く。）〔法１９９条の３〕	同 上	公職の候補者等の氏名を表示又は類推されるような方法で、当該選挙区内の者に対して寄附をすること。 〔除外〕 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合
⑨公職の候補者等の氏名又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体〔法１９９条の４〕	同 上	当該選挙に関してその選挙区内の者に対する寄附をすること。 〔除外〕 政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該候補者等に対してする場合
⑩後援団体〔法１９９条の５①〕	同 上	当該選挙区内にある者に対して寄附をすること。 〔除外〕 １ 政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該候補者等に対してする場合 ２ 当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関して寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するもの及び一定期間（注）は除く。）をする場合
⑪何人も〔法１９９条の５②〕	一定期間	後援団体の総会その他の集会（結成のための集会を含む）又は見学、旅行その他の行事において、当該選挙区内にある者に対して一定期間（注）、饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）をし、又は金銭、記念品、その他の物品を供与すること。
⑫公職の候補者等〔法１９９条の５③〕	同 上	一定期間（注） 自己の後援団体に対して寄附をすること（資金管理団体は除く。）

（注）一定期間

- ・衆議院議員総選挙 任期満了の日の９０日前（任期満了の日の前日を第１日として逆算し、９０日目に当たる日。以下同じ。）から当該総選挙の期日まで、又は解散の日の翌日から当該総選挙の期日までの間
- ・参議院議員通常選挙 任期満了の日の９０日前から当該通常選挙の期日までの間
- ・地方公共団体の選挙 任期満了の日の９０日前から当該選挙の期日まで、任期満了による選挙以外の選挙については、当該選挙を行う事由が発生した旨を告示した日の翌日から選挙の期日までの間
- ・補欠選挙、再選挙 当該選挙を行う事由が発生した旨を告示した日の翌日から選挙の期日までの間
- ・統一地方選挙 特例法により別途定められる。（過去の特例法によると、それぞれの選挙期日の９０日前から当該選挙の期日までの間とされている。）

* 罰則については、P34～38を参照してください。

10 個人のする寄附に対する税の優遇措置

議会制民主主義において、国民の意思をより正確に反映させていくためには、政治の直接の担い手である政治家の政治活動に関する経費も、それを支持する国民個々が拠出する政治資金によってまかなわれるのが望ましい姿といえます。

そこで、個人による政治献金を奨励するため、一定の要件を満たす個人の政治活動に関する寄附について所得税の優遇措置があります。(令和11年12月末日までの時限措置)

(1) 優遇措置の内容(法第32条の4、租税特別措置法第41条の18)

個人献金に係る優遇措置の内容は、個人が拠出した政治活動に関する寄附のうち一定の要件に該当するものについては、所得税法上の特定寄附金とみなし、これらについては、所得税の計算上所得から控除し、所得税を課さないこととしているものであり、所得控除制度による税制上の優遇措置が講じられています。

(2) 優遇措置が受けられる要件(租税特別措置法第41条の18)

ア 適用の対象

(ア) 次の政治団体に対する寄附

- ・政党(第1号)
- ・政治資金団体(第2号)
- ・国会議員が主宰し、又は主要な構成員となっている団体(国会議員氏名届を提出していなければなりません。)(第3号)
- ・特定の公職の候補者等(P3を参照)の後援団体(2号団体については2号団体該当通知を、それ以外の後援団体は被推薦書を提出しなければなりません。)(第4号)

(イ) 特定の公職の候補者等の選挙運動に関する寄附

イ 収支報告書への寄附者の氏名等の記載

収支報告書には、年間5万円を超える寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載することが義務づけられていますが、優遇措置の適用を受けようとする寄附者については、たとえ、これ以下の金額であっても収支報告書に氏名等が記載されている必要があります。

ウ 適用除外

(ア) 法の規定に違反する場合

量的制限を超えてなされた寄附、他人名義の寄附等、法の規定に違反するものは優遇措置の対象から除かれます。

(イ) 寄附者に特別の利益が及ぶ場合

例えば、議員が自己の資金管理団体や後援会に寄附をする場合や、議員がお互いに相手方の後援会に寄附をしあう場合等が考えられますが、どのようなケースが該当するかは、個別のケースに応じて税務署で判断されます。

(3) 手続

ア 政治団体が行う手続

(ア) 「寄附金(税額)控除のための書類」の作成

政治団体は「寄附金(税額)控除のための書類」を作成します。寄附を受けた団体欄は印刷しておいても構いません。

なお、この書類は、「領収書控」として、領収書の発行の際に同時に作成しておく便利です。

(イ) 収支報告書と「寄附金（税額）控除のための書類」の提出

収支報告書に寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載し、法定期間内に提出します。その際、「寄附金（税額）控除のための書類」を添付し、この書類に記載された寄附の内容が収支報告書に記載された寄附の内訳と一致することについて、大阪府選挙管理委員会又は総務大臣の確認を受ける必要があります。

なお、収支報告書の提出期限は３月末（国会議員関係政治団体については、５月末）ですが、確定申告の期限が概ね３月１５日であることや、「寄附金（税額）控除のための書類」の確認手続に時間を要することから「寄附金（税額）控除のための書類」が必要な政治団体は、早めに収支報告書を提出していただくようにお願いします。

(ウ) 「寄附金（税額）控除のための書類」の寄附者への交付

総務大臣又は大阪府選挙管理委員会の確認印が押された「寄附金（税額）控除のための書類」を寄附者に交付します。

イ 寄附者が行う手続

寄附者が個人献金に対する税の優遇措置の適用要件を満たす政治団体に寄附をした場合、税務署に対して確定申告をする際に、その旨を申告する必要があります。

〔必要書類〕

確定申告の際に、政治団体から交付を受けた「寄附金（税額）控除のための書類」を添付する必要があります。

（注）特定の公職の候補者等の後援団体のうち、現職でない者の後援団体に対する寄附については、その者が立候補した年とその前年中になされた寄附のみが対象です。

11 政治資金パーティー

政治資金パーティーとは「対価を徴収して行われる催物」で、その催物の対価に係る収入から、その催物に要する経費を差し引いた残額を、催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。）に関し支出をすることとされているものをいいます。（法第8条の2）

したがって、この要件に該当するものであれば「励ます会」「出版記念会」「勉強会」「セミナー」「就任祝賀会」など、いかなる名称、名目で行われても政治資金パーティーに含まれます。

(1) 量的制限〔個別制限〕（法第12条、第22条の8）

1回の政治資金パーティーにつき、同一の者から受けることができる対価の支払い金額は150万円以内とされています。

また、収支報告書には、1回のパーティー当たり20万円を超える（20万1円以上）対価の支払いがあったものについては、支払った者の氏名、住所及び職業（団体の場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対価の支払いにかかる収入金額と年月日を記載しなければなりません。

*** 令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に収受されるものから、「20万円を超えるもの」は、「5万円を超えるもの」とされます。**

令和8年12月31日以前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入及び令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で令和8年12月31日まで以前に収受されたものについては、「20万円を超えるもの」となります。

(2) 支払者に対する告知義務（法第22条の8）

政治資金パーティーを開催する者は、あらかじめそのパーティーの対価の支払いをする者に対し、それが政治資金パーティーの対価の支払いである旨を書面（パーティー券、案内状、開催通知等）により告知しなければなりません。

その書面に記載すべき文章については、施行規則第39条で定められており、「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」とされています。

(3) 禁止事項

ア 本人の名義以外の名義又は匿名による政治資金パーティーの対価を支払うこと。（法第22条の8第4項において読み替えて適用する法第22条の6第1項）

イ 政治資金パーティーの支払いのあっせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で行うこと。（法第22条の7第1項）

ウ 国又は地方公共団体の一般職等の公務員が、その地位を利用して、政治資金パーティーに対価を支払って参加することを求めたり、支払いを受けたり、他の者がするこれらの行為に関与すること。（法第22条の9）

*** 令和8年1月1日以後に開催される政治資金パーティーに係る対価の支払で同日以後に支出がなされるものから、次の内容が追加されます。**

・口座振込み以外の方法によってされる政治資金パーティーの対価を支払うこと。ただし、政治資金パーティーの開催日に開催場所においてする対価の支払等を除く。

* 令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に収受されるものから、次の内容が適用されます。

- ・ 何人も、外国人・外国法人等（特定上場日本法人を除く。）から政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならない。
- ・ 特例上場日本法人が政治資金パーティーの対価の支払をする際には、特例上場日本法人である旨を文書で、当該対価の支払を受ける者に通知しなければならない。
- ・ 外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治資金パーティーの対価の支払を支払をしてはならない。
- ・ 政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、11（2）の告知義務に加えて、外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない旨を書面により告知しなければならない。

* 罰則については、P34～38を参照してください。

12 特定パーティー開催団体

特定パーティーとは、政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が1000万円以上（見込まれるものを含む。）であるものをいいます。（法第12条第1項）

政治資金パーティーは、原則として政治団体が開催することとなっており、政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、その政治資金パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなされます。

したがって、政治団体とみなされた日から7日以内に政治団体としての届出等の提出をしなければなりません。（法第18条の2）

(1) 設立届

設立届の記載内容、届出方法は政治団体の設立届と同じです。

（添付書類）

ア 特定パーティー開催計画書（特定パーティーの名称、開催年月日、開催場所、収入の予定金額、パーティー券1枚当たりの予定販売単価、収益の予定支出先を記載した文書）

イ 告知文書（政治資金パーティーの対価の支払い者に対する告知義務に同じ）

※ 政治団体でない団体が特定パーティーを開催しようとする場合は、この設立届がなされた後でなければ、特定パーティーに係る対価の支払いを受けたり、支出をしたりすることができません。

(2) 異動届

設立届の内容及び添付書類の内容に異動があったときは、その異動の日から7日以内に、異動届を提出することになっています。

(3) 収支報告書の提出

特定パーティーを開催した団体は、パーティー終了後3か月以内に収支報告書を提出しなければなりません。この収支報告書は、通常の政治団体と異なり、パーティーの開催準備から開催終了後の収支決算の全てを報告することになりますので、年をまたぐ場合もあります。

また、収入、支出は予定されているものまで含みますから、原則として繰越金は「0」となります。

(4) 特定パーティーの開催を中止した場合

解散届とその日までの収支報告書を中止の決定の日から30日以内に提出しなければなりません。

(5) 寄附の制限

特定パーティー開催団体は、収支報告、届出関係については、政治団体とみなされていますが、政治活動に関する寄附についてまで、政治団体とみなされているものではありません。したがって、特定パーティー開催団体が行う寄附は政治団体以外の団体として政党・政治資金団体に対するもの以外は禁止され、政党・政治資金団体に対する寄附も寄附をしようとする年の前年における年間の経費に応じたそれぞれの制限額内でしか寄附ができません。また、政治活動に関する寄附を受けることもできません。

13 罰則

政治資金規正法には、政党その他の政治団体の届出、政治資金の収支の公開、政治資金の授受の規制その他の措置が定められており、これらに係る義務が正しく履行されるための担保として罰則規定が設けられています。

罪を犯し、罰金の刑に処せられた者はその裁判が確定した日から5年間、禁錮の刑に処せられた者はその裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間及びその後5年間、これらの刑の執行猶予の言い渡しを受けた者はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しなくなります。（法第28条第1項、2項）

(1) 政治資金規正法の主な罰則 ※改正法（下線部分）は令和8年1月1日から適用

	条 文	内 容	罰 則
収 支	8条	・政治団体の届出前に寄附の受領又は支出をした者	5年以下の禁錮又は 100万円以下の罰金 〔法23条〕
会 計 経 理 ・ 収 支 報 告 書	9条 18条③ 19条の4	・会計帳簿を備えず、又は会計帳簿に記載すべき事項を記載せず若しくは虚偽の記入をした者	3年以下の禁錮又は 50万円以下の罰金 〔法24条〕
	10条	・明細書を提出せず又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくはこれに虚偽の記入をした者	同 上
	11条	・領収書等を徴せず、若しくはこれを送付せず、又はこれに虚偽の記入をした者	同 上
	15条	・会計責任者の更迭があった場合に事務の引継ぎをしない者	同 上
	16条① 19条の11② <u>改正法19条の11③</u>	・会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、 <u>振込明細書、残高証明書及び差額説明書</u> を保存しない者 ・保存すべき会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、 <u>振込明細書、残高証明書又は差額説明書</u> に虚偽の記入をした者	同 上
	31条	・収支報告書等の説明を拒み、若しくは虚偽の説明をした者 ・命令に違反して報告書等の訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の訂正をした者	同 上
	12条 17条 18条④ 19条の5 19条の14 <u>改正法13条の2②</u>	・収支報告書等の提出を怠り、又は提出すべき書面に記載すべき事項の記載をせず、若しくは虚偽の記入をした者 ・政治資金監査報告書の提出をしなかった者	5年以下の禁錮又は 100万円以下の罰金 〔法25条①〕
	25条②	・上欄の違反（第17条の規定に係る違反を除く）に関し、当該政治団体の会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠った代表者	50万円以下の罰金 〔法25条②〕

	条 文	内 容	罰 則
会計経理・収支報告書	改正法 19 条の 14 の 2②	・国会議員関係政治団体において、確認書を交付せず、又は確認をしないで確認書を交付した者 ・国会議員関係政治団体の収支報告書を提出するとき、確認書の添付をしなかった者	50 万円以下の罰金 〔改正法 25 条③⑤〕
	改正法 19 条の 14 の 2①	・国会議員関係政治団体の収支報告書の作成に関して説明をせず、又は虚偽の説明をした者 ・確認を妨げた者	100 万円以下の罰金 〔改正法 25 条④〕
	19 条の 13③	・政治資金監査報告書に虚偽の記載をした者	30 万円以下の罰金 〔法 26 条の 6〕
	19 条の 28	・正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らした者	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 〔法 26 条の 7〕
寄 附	21 条①	・会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）の寄附の制限に違反する寄附をした者	1 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金 〔法 26 条〕
	21 条③	・会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）への違法寄附の勧誘又は要求をした者	同 上
	21 条の 2① 改正法 21 条の 2	・政治家の政治活動（選挙運動を除く。）に関する寄附の制限に違反する寄附（日頃の政治活動に関する金銭等による寄附）をした者 ※政党がする寄附は、令和 9 年 1 月 1 日から適用	同 上
	21 条の 3①② ③	・寄附の「総枠制限」を超える寄附をした者	同 上
	22 条①②	・寄附の「個別制限」を超える寄附をした者	同 上
	22 条の 2	・21 条①、21 条の 2①、21 条の 3①②③、22 条①②のいずれかに違反する寄附を受領した者	同 上
	22 条の 3①②	・国又は地方公共団体から補助金等の給付金の交付を受けている会社等の寄附の制限に違反する寄附をした会社等の役職員としてその寄附をした者	3 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金 〔法 26 条の 2〕
	22 条の 3⑤	・国又は地方公共団体から補助金等の給付金の交付を受けている会社等に寄附の勧誘又は要求をした者	同 上
	22 条の 3⑥	・国又は地方公共団体から補助金等の給付金の交付を受けている会社等の寄附の制限に違反する寄附であることを知りながらこれを受けた者	同 上
	22 条の 5①	・外国人、外国法人等からの寄附の禁止に違反する寄附を受けた者	同 上
	22 条の 6①	・本人名義以外の名義又は匿名で寄附をした者	同 上
	22 条の 6③	・本人名義以外の名義又は匿名の寄附を受けた者	同 上

	条 文	内 容	罰 則
寄 附	22条の4①②	- 赤字会社の寄附制限に違反して当該寄附をした会社の役職員等 - 赤字会社の寄附の制限に違反してされる寄附であると知りながらこれを受けた者	50万円以下の罰金 〔法26条の3〕
	22条の7①	不当にその意思を拘束するような方法で寄附のあつせんに係る行為をした者	6か月以下の禁錮又は 30万円以下の罰金 〔法26条の4〕
	22条の7②	寄附をしようとする者の意思に反するチェックオフによって寄附を集めた者	20万円以下の罰金 〔法26条の5〕
政治資金パーティー	22条の8①	政治資金パーティーの対価の支払いの個別制限（1パーティーにつき150万円以内）に違反して対価の支払いを受けた者	50万円以下の罰金 〔法26条の3〕
	22条の8②	政治資金パーティーの告知義務を怠った者	同 上
	22条の8③	政治資金パーティーの対価の支払いの個別制限（1パーティーにつき150万円以内）に違反する対価の支払いをした者	同 上
	22条の8④	本人名義以外の名義又は匿名による政治資金パーティーの対価の支払いをした者	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金 〔法26条の2〕
		不当にその意思を拘束するような方法で政治資金パーティーの対価の支払いのあつせんに係る行為をした者	6か月以下の禁錮又は 30万円以下の罰金 〔法26条の4〕
公務員の関与	22条の9①	- 国又は地方公共団体の公務員がその地位を利用して、政治活動に関する寄附を求めた（又は受けた）場合 - 自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与した公務員及び公務員の地位利用による政治資金パーティーの対価の支払いへの関与等の禁止に違反して、対価を支払って参加することを求め、対価の支払いを受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与した公務員	同 上
	22条の9②	公務員の地位利用による寄附及び政治資金パーティーの対価の支払いへの関与等の要求の禁止に違反して公務員に対し違反行為を要求した者	同 上

(2) 公職選挙法（寄附禁止）の主な罰則

条 文	内 容	罰 則
199条①	・国又は地方公共団体と請負その他の特別の利益を伴う契約の当事者が当該選挙に関して寄附をしたときにおける当該寄附者	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金〔法248条①〕
	・国又は地方公共団体と請負その他の特別の利益を伴う契約の当事者である会社その他の法人が当該選挙に関し寄附をしたときにおいて、会社その他の法人の役職員として違反行為をした者	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金〔法248条②〕
199条②	・国又は地方公共団体から利子補給金の交付の決定を受けた者から融資を受けている会社その他の法人が寄附をしたときにおいて、会社その他の法人の役職員として違反行為をした者	同 上
199条の2①	・公職の候補者等が、選挙区内にある者に対して、当該選挙に関し寄附をした場合	1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金〔法249条の2①〕
	・公職の候補者等が、通常一般の社交の程度を超えて、199条の2①の規定に違反して寄附をした場合	1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金〔法249条の2②〕
	・公職の候補者等が199条の2①の規定に違反して寄附（当該選挙に関しないもので、かつ、通常一般の社交の程度を超えないものに限る。）をした場合	50万円以下の罰金〔法249条の2③〕
199条の2②	・公職の候補者等以外の者（会社その他の法人又は団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）が、いかなる名義をもつてするを問わず、公職の候補者等を寄附の名義人として当該選挙区内にある者に対する寄附をした場合	50万円以下の罰金〔法249条の2④〕
199条の2③	・公職の候補者等を威迫して、寄附を勧誘又は要求した者	1年以下の懲役若しくは禁錮又は30万円以下の罰金〔法249条の2⑤〕
	・公職の候補者等の当選又は被選挙権を失わせる目的をもつてする寄附の勧誘又は要求をした者	3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金〔法249条の2⑥〕
199条の2④	・公職の候補者等以外の者（会社その他の法人又は団体にあつては、その役職員又は構成員）を威迫して寄附を勧誘又は要求した者	1年以下の懲役若しくは禁錮又は30万円以下の罰金〔法249条の2⑦〕

条 文	内 容	罰 則
199条の3	公職の候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体が、当該選挙区内にある者に対し、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で当該選挙に関し寄附をしたときにおいて、その会社その他の法人等の役職員又は構成員として当該違反行為をした者	50万円以下の罰金 〔法249条の3〕
199条の4	公職の候補者等の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体が当該選挙に関し、当該選挙区内にある者に対し寄附をしたときにおいて、その会社その他の法人等の役職員又は構成員として当該違反行為をした者	50万円以下の罰金 〔法249条の4〕
199条の5①	後援団体が当該選挙区内にある者に対して寄附をしたときにおいて、その後援団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者	50万円以下の罰金 〔法249条の5①〕
199条の5②	- 後援団体の集会、行事等において、当該選挙ごとの一定期間内に、当該選挙区内にある者に対し、供応接待、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与した者（会社その他の法人又は団体を除く。） - 会社その他の法人又は団体が、後援団体の集会、行事等において、当該選挙ごとの一定期間内に、当該選挙区内にある者に対し、供応接待、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与したときにおいて、その会社その他の法人又は団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者	50万円以下の罰金 〔法249条の5②③〕
199条の5③	公職の候補者等が当該選挙ごとの一定期間内において自己の後援団体（資金管理団体を除く。）に対し寄附をした場合	50万円以下の罰金 〔法249条の5④〕
200条①	選挙に関し、199条に規定する者に対して寄附の勧誘又は要求をし、又はこれらの者から寄附を受けた者（会社その他の法人又は団体にあつてはその役職員又は構成員として当該違反行為をした者）	3年以下の禁錮又は 50万円以下の罰金 〔法249条〕

*表内「禁錮刑」は令和7年6月1日から「拘禁刑」と改められます。

14 後援団体等の政治活動に関する文書図画の規制

公職の候補者等の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項及び後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものは掲示することができません。（公選法第143条第16項）

<掲示できるもの>

ア 立札及び看板の類で下の表に掲げる一定の枚数以内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動に使用する事務所ごとにその場所において2以内に限り掲示されるもの

選挙の種類	公職の候補者等1人が掲出できる数	後援団体が掲示できる数	証票交付団体
衆議院議員（注） （小選挙区）	10	15	大阪府選挙管理委員会
衆議院議員（注） （比例代表近畿ブロック）	56 （1小選挙区10以内）	84 （1小選挙区15以内）	中央選挙管理会
参議院議員 （大阪選挙区）	28	42	大阪府選挙管理委員会
参議院議員 （比例代表）	100 （大阪府内28以内）	150 （大阪府内42以内）	中央選挙管理会
知事	28	42	大阪府選挙管理委員会
府議会議員	6	6	同上
指定都市市長	10	10	当該団体の選挙管理委員会
指定都市議会議員	6	6	同上
市長	6	6	同上
市議会議員	6	6	同上
町村長	4	4	同上
町村議会議員	4	4	同上

※ 事務所の実態のない場所に掲示することはできません。

なお、立札及び看板の類は、縦150cm、横40cm以内（足の部分含む。）で、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員、参議院比例代表選出議員については中央選挙管理会）の定める表示をしたものでなければなりません。

（注）公職の候補者等が衆議院小選挙区選出議員の選挙に係るものであり、かつ、当該選挙と同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙に係るものである場合（重複立候補者）の選挙の種類は、比例代表となります。

イ ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板等で裏打ちされていないポスターでその表面に掲示責任者、印刷者の氏名（法人の場合は名称）及び住所（所在地）を記載したもの

※禁止されるポスター等の例

- (ア) 当該ポスターを掲示するために枠等にはめ込んで掲示するもの、透明なビニール袋にポスターを入れて掲示するもの
- (イ) 公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所、連絡所又は後援団体の構成員であることを表示するための「〇〇後援会会員」「〇〇後援会会員章」などのいわゆるステッカーの類等
- (ウ) 掲示可能な裏打ちされていない政治活動用ポスターであっても、下記の当該選挙ごとの一定期間内には、当該選挙区内に掲示することができません。

（注）政治活動用ポスターの掲示が禁止される一定期間

- ・衆議院議員総選挙・・・任期満了の日の6か月前の日から当該総選挙の期日までの間又は解散の日の翌日から当該総選挙の期日までの間
- ・参議院議員通常選挙・・・任期満了の日の6か月前の日から当該通常選挙の期日までの間
- ・地方公共団体の選挙・・・任期満了の日の6か月前の日から当該選挙の期日までの間、任期満了による選挙以外の選挙については、当該選挙を行う事由が発生した旨を告示した日の翌日から選挙の期日までの間
- ・補欠選挙、再選挙・・・当該選挙を行うべき事由が発生した旨を告示した日の翌日から選挙の期日までの間

ウ 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会等の会場において、開催中に掲示される立札・看板・ポスター等

エ 公選法第14章の3（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）の規定により使用することができるもの

<資料>

1 政治団体の設立・異動・解散等の手続

区 分		政 治 団 体 (法3①)		政 党 (法3②)	政治資金団体 (法6の2①)	資金管理団体 (法19①)
届出事項						
設立又は指定届	届 出 期 限	組織の日又は政治団体となった日から7日以内 2号団体については2号団体該当通知を受けた日から7日以内(法6①)			指定後直ちに (法6の2②)	指定から7日以内 (法19②)
	提出義務者	団体 (法6①)			政党 (法6の2②)	公職の候補者 (法19②)
	届 出 方 法	郵便等によることなく直接文書で (法6①)				文書を直接提出 (法19②)
	届 出 事 項	団体の目的、名称(支部である場合は本部名)、事務所の所在地、活動区域、代表者、会計責任者及び会計責任者の職務代行者それぞれの氏名・住所・生年月日・選任年月日、支部の有無、課税上の優遇措置(租特法41条の18)の有無、1号団体又は2号団体の区別、1号団体は、代表者の公職の種類、2号団体は、推薦等をする国会議員・候補者の氏名及び公職の種類(法6①)	同 左 政党である旨 (法6①)	同 左 政治資金団体である旨 (法6①)	公職の種類、団体名称、所在地、代表者の氏名及び指定年月日(法19②)	
	添 付 書 類	規約・党則・綱領等団体の目的・組織・運営等を定めたもの。 ※課税上の優遇措置を受ける場合は、 ○国会議員主催団体及び政策研究団体は、 国会議員氏名届 ○後援団体は、 被推薦書 を提出 ○2号団体は、2号団体該当通知(被推薦書は不要) (法6②)	○本部：党則等、所属国会議員届＋宣誓書又は得票総数届等 ○支部：支部規約、政党の状況等に関する届、 支部証明書 (法6②)		宣誓書(指定届中に記載) (法19④)	
	提出部数	全国団体(活動区域が府域を超える場合)は3部 府団体(活動区域が府内の場合)は2部				同 左
	提 出 先	全国団体は府選管を経由して総務大臣 府団体は府選管 (法6①)	府選管を経由して総務大臣 ※政党支部の場合、全国団体は府選管を経由して総務大臣、府団体は府選管 (法6①)		全国団体は府選管を経由して総務大臣、府団体は府選管 (法19②)	
届出事項等の異動届		異動の日から7日以内に提出。異動事項の新旧(規約・党則・綱領、国会議員氏名届、被推薦書等の関係書類を含む。)を記載。 提出部数は、全国団体が3部、府団体が2部。 提出義務者は設立届に同じ。 (法7)				異動の日から7日以内に提出。異動事項の新旧。提出部数等は指定届に同じ。 (法19③)
政治団体の解散届 指定の取消届 資金管理団体でなくなった旨の届		解散(又は政治団体でなくなった)の日から30日以内(国会議員関係政治団体は60日以内)に提出。届出事項は団体名称、事務所の所在地、代表者、会計責任者それぞれの氏名、解散年月日。当該年の1月1日から解散の日までの収支報告書(領収書写し添付)の提出が必要。 提出部数は、全国団体が3部、府団体が2部。 提出義務者は代表者及び会計責任者。 なお、政治団体の支部の解散は、本部は解散の日から30日以内(国会議員関係政治団体は60日以内)に、支部の代表者及び会計責任者に代わって届出をすることができる。この場合、本部は支部の代表者及び会計責任者であった者に対し、解散届をした旨を通知しなければならない。 (法17①、18、19の10)			指定の取消し後直ちに (法6の2②)	取消届 指定取消後7日以内に届出。 提出部数等は指定届に同じ。 (法19③) なくなった旨の届 その事実が発生した日から7日以内に届出。 提出部数等は指定届に同じ。 (法19③)
収 支 報 告 書		前年のすべての収入支出を3月末日(国会議員関係政治団体は5月末日)までに会計責任者が提出(領収書写し及び国会議員関係政治団体は政治資金監査報告書添付)。 提出先は設立届に同じ。 提出部数3部。(法12、19の14)	同 左 この他、政党本部及び政治資金団体は監査意見書を添付(法14)			

2 各種届出の必要書類

	政党の支部			その他の政治団体			政策研究団体		
	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散
設 立 届 〔第1号様式〕	○			○			○		
規約・党則 ・綱領等	○	△ 記載内容 に異動あ る場合		○	△ 記載内容 に異動あ る場合		○	△ 記載内容 に異動あ る場合	
被 推 薦 書 〔第8号様式〕				△ 課税上の 優遇措置 有の場合 (2号団 体を除く)	△ 被推薦者 の公職の 変更等の 場合				
2号団体該当通 知〔第27号様 式〕又は国会議 員関係政治団体 に該当しなく なった旨の通知 〔第28号様式〕				△ 2号団体 の場合	△ 推薦する 者の異動 で2号団 体となっ た場合等				
国 会 議 員 氏 名 届 〔第7号様式〕							○	△ 構成員等 の変更の 場合	
異 動 届 〔第11号様式〕		○			○			○	
解 散 届 〔第18号様式〕			○			○			○
収支報告書 〔第14号様式〕			○ 解散日ま でのもの			○ 解散日ま でのもの			○ 解散日ま でのもの
政党の状況 に関する届 〔第20号様式〕	○	△ 本部の名 称・所在 地、当該 支部の名 称に異動 がある場 合							
支部証明書 〔第21号様式〕	○	△ 当該支部 の名称・ 所在地・ 活動区域 に異動の ある場合							

3 会計帳簿様式と記載要領

(様 式)

1 収入簿（規則第13号様式）

項 目	摘 要	金 額	年月日	備考
1 個人の負担する党費又は会費	1 何々 2 何々 : 合 計			
2の1 寄附（政党匿名寄附を除く。）				
(1) 個人からの寄附	1 何々 2 何々 : 小 計			
(2) 法人その他の団体からの寄附	1 何々 2 何々 : 小 計			
(3) 政治団体からの寄附	1 何々 2 何々 : 小 計 合 計			
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)				
(1) 個人によるもの	1 何々 2 何々 : 小 計			
(2) 法人その他の団体によるもの	1 何々 2 何々 : 小 計			
(3) 政治団体によるもの	1 何々 2 何々 : 小 計 (合 計)			
2の2 政党匿名寄附	1 何々 2 何々 : 合 計			

3 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
(1) 機関紙誌の発行事業	1 何々 2 何々 : 小 計			
(2) 政治資金パーティー開催事業	1 何々 2 何々 : 小 計			
(政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳)	(1) 何々			
ア 個人からの対価の支払	① 何々 ② 何々 :			
イ 法人その他の団体からの対価の支払	① 何々 ② 何々 :			
ウ 政治団体からの対価の支払	① 何々 ② 何々 : 計			
〔政治資金パーティーの対価に係る収入のうち 対価の支払のあつせんによるものの内訳〕				
ア 個人によるもの	① 何々 ② 何々 :			
イ 法人その他の団体によるもの	① 何々 ② 何々 :			
ウ 政治団体によるもの	① 何々 ② 何々 : (内訳の計)			
	(2) 何々 : (内訳の計)			

(3) その他の事業	1 何々 2 何々 ：			
	小計			
4 借入金	1 何々 2 何々 ：			
	合計			
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1 何々 2 何々 ：			
	合計			
6 その他の収入	1 何々 2 何々 ：			
	合計			
収入の総額				

2 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費					
(1) 人件費	1 何々 2 何々 ：				
	合計				
(2) 光熱水費	1 何々 2 何々 ：				
	合計				
(3) 備品・消耗品費	1 何々 2 何々 ：				
	合計				
(4) 事務所費	1 何々 2 何々 ：				
	合計				
	総計				

2 政治活動費					
(1) 組織活動費	1	何	々		
	2	何	々		
		:			
	合		計		
(2) 選挙関係費	1	何	々		
	2	何	々		
		:			
	合		計		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費					
ア 機関紙誌の発行事業費	1	何	々		
	2	何	々		
		:			
	小		計		
イ 宣伝事業費	1	何	々		
	2	何	々		
		:			
	小		計		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	何	々		
	2	何	々		
		:			
	小		計		
エ その他の事業費	1	何	々		
	2	何	々		
		:			
	小		計		
	合		計		
(4) 調査研究費					
	1	何	々		
	2	何	々		
		:			
	合		計		
(5) 寄附・交付金					
	1	何	々		
	2	何	々		
		:			
	合		計		
(6) その他の経費					
	1	何	々		
	2	何	々		
		:			
	合		計		
	総		計		
支 出 の 総 額					

3 運用簿

運 用 の 目 的		預入れ等に係る事項		払戻し等に係る事項				備考
項 目	摘 要	金額	年月日	金額 (a)	預入れ等に係る金銭等の金額(b)	収入金額 (a)－(b)	年月日	
1 預金又は貯金	1 何々 2 何々 ：							
2 国債証券等	1 何々 2 何々 ：							
3 金銭信託	1 何々 2 何々 ：							

(記載要領)

1 収入簿

- (1) 収入簿には、この様式に定める区分に従い、すべての収入を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。
- (2) 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあっては、これを時価に見積った金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載すること。
- (3) すべての収入は、個人が負担する党費又は会費、寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。以下同じ。）、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入に分類して記載すること。
- (4) 個人が負担する党費又は会費については、その件数、金額及び納入年月日を記載するものとし、その件数は、「摘要」欄に「甲他何名分」というように記載すること。
- (5) 寄附（政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。）を除く。以下(7)を除き、1において同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下(6)において同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。イにおいて同じ。）であるときはその旨を記載すること。なお、記載に当たっては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載すること。また、本部又は支部から提供された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

ア 個人からの寄附にあっては、寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「大阪府中央区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室（甲会社社長）」というように記載すること。なお、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。）については、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「摘要」欄に「特甲野太郎」というように記載すること。

また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

イ 法人その他の団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、

- 「丙労働組合」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「大阪市中央区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。なお、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
- ウ 政治団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲政治団体」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「大阪市中央区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。
- (6) 寄附のうち、寄附のあつせんをされたものについては、寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、寄附のあつせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに寄附を集めた期間を「備考」欄に記載すること。
- (7) 政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所を記載するものとし、当該場所を「備考」欄に「大阪市中央区〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「大阪市中央区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように記載すること。
- (8) 機関紙誌の発行その他の事業による収入にあつては、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行业業及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、「その他の催物事業」というように記載すること。また、政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。なお、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載すること。
- ア 政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。イにおいて同じ。）並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日を記載すること。なお、当該対価の支払を「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に区分し、対価の支払者別に次の例により記載すること。
- (ア) 個人からの対価の支払にあつては、対価の支払をした者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、対価の支払をした者の住所及び職業を「備考」欄に「大阪市中央区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室（甲会社社長）」というように記載すること。
- (イ) 法人その他の団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「大阪市中央区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。
- (ウ) 政治団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲党（大阪府支部）」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「大阪市中央区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。
- イ 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、対価の支払のあつせんをされたものについては、政治資金パーティーごとに、対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、対価の支払のあつせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに対価の支払を集めた期間を「備考」欄に記載すること。
- (9) 借入金については、その借入先、当該借入先ごとの金額及び借入年月日を記載するものとし、借入先を「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」というように記載すること。
- (10) 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、その本部又は支部の名称並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を記載するものとし、その本部又は支部の名称を「摘要」欄に「甲党乙支部」というように記載し、その本部又は支部の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「大阪市中央区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。
- (11) その他の収入については、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載するものとし、その収入の基因となった事実を「摘要」欄に「甲銀行預金利子」、「乙発行債券譲渡益」、「金銭信託（丙信託銀行）運用益」というように記載すること。
- (12) 収入簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。

- (13) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

2 支出簿

- (1) 支出簿には、この様式に定める区分に従い、すべての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。
- (2) 支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積った金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載すること。
- (3) すべての支出は、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類して記載すること。
- (4) すべての支出は、支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」（団体にあつては、「乙製本株式会社（丙支店）」（当該政治団体の本部又は支部に対して交付金を供与した場合は、「交甲党乙支部」））というように記載し、支出を受けた者の住所（団体にあつては、その主たる事務所の所在地）を「備考」欄に「大阪府中央区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (5) 経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。
- ア 人件費・・・政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。
- イ 光熱水費・・・電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。
- ウ 備品・消耗品費・・・机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。
- エ 事務所費・・・事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。
- (6) 政治活動費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。
- ア 組織活動費・・・当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。
- イ 選挙関係費・・・選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。
- ウ 機関紙誌の発行その他の事業費
- (ア) 機関紙誌の発行事業費・・・機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。
- (イ) 宣伝事業費・・・機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。
- (ウ) 政治資金パーティー開催事業費・・・政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。
- (エ) その他の事業費・・・上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。
- エ 調査研究費・・・政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。
- オ 寄附・交付金・・・政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。
- カ その他の経費・・・その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。
- (7) 支出簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署

名押印すること。

- (8) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

3 運用簿

- (1) 運用簿には、この様式に定める区分に従い、法第8条の3各号に掲げる方法による運用に関する事項を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。
- (2) 運用とは、金銭等を法第8条の3各号に掲げる方法により他の財産の形態に変えることをいう。
- (3) 預入れ等に係る事項とは、預金（普通預金及び当座預金を除く。以下同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。以下同じ。）の銀行その他の金融機関への預入れに係る事項、国債証券等（国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。以下同じ。）の取得に係る事項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条1項の認可を受けた金融機関への金銭信託（元本補てんの契約のあるものに限る。以下同じ。）に係る事項をいう。
- (4) 払戻し等に係る事項とは、預け入れた預金又は貯金の払戻しに係る事項、取得した国債証券等の譲渡又は償還に係る事項及び信託した金銭信託の信託終了に係る事項をいう。
- (5) 収入金額とは、払戻し等に係る金銭等の金額から預入れ等に係る金銭等の金額を差し引いた金額をいう。
- (6) 預金又は貯金については、これを預け入れたときは当該預金又は貯金の種類、預け入れた金融機関の名称及び所在地並びに預入れの金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金（1年）」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行（乙支店）、大阪市中央区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これの払戻しを受けたときは当該預金又は貯金の種類、払戻しを受けた金融機関の名称及び所在地並びに払戻しの金額、預入れの金額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金（1年）」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行（乙支店）、大阪市中央区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (7) 国債証券等については、これを取得したときは当該国債証券等の種類及び銘柄、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに取得の価額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債（10年）」というように記載し、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、大阪市中央区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行（乙支店）、大阪市中央区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これを譲渡し、又は償還を受けたときは当該国債証券等の種類及び銘柄、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡の価額、取得の価額、収入金額及び年月日又は償還を受けた価額、取得の価額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債（10年）」というように記載し、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、大阪市中央区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行（乙支店）、大阪市中央区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (8) 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金銭の額並びに信託の設定年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「ビッグ（2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、大阪市中央区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これが終了したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額、信託した金銭の額及び収入金額並びに信託の終了年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「ビッグ（2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、大阪市中央区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (9) 運用簿は、毎年12月31日（解散等の場合は、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。
- (10) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

＜各 種 様 式＞

1	設立届〔第1号様式〕	3
2	被推薦書〔第8号様式〕	5
3	国会議員氏名届〔第7号様式〕	6
4	政党の状況等に関する届〔第20号様式〕	7
5	支部証明書〔第21号様式〕	8
6	届出事項等の異動届〔第11号様式〕	9
7	政治団体解散届〔第18号様式〕	11
8	政治団体支部解散届〔第19号様式〕	12
9	資金管理団体指定届及び宣誓書〔第23号様式〕	13
10	資金管理団体届出事項の異動届及び宣誓書〔第26号様式〕	14
11	資金管理団体指定取消届及び宣誓書〔第24号様式〕	15
12	資金管理団体でなくなった旨の届及び宣誓書〔第25号様式〕	16
13	国会議員関係政治団体に該当する旨の通知〔第27号様式〕	17
14	国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知〔第28号様式〕	18
15	証票交付申請書（個人用）	19
16	証票交付申請書（団体用）	21

政治団体設立届

令和 年 月 日

総務大臣 殿
大阪府選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

(ふりがな)			☐ 政党 ☐ 政党の支部 ☐ 政治資金団体 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 ☐ その他の政治団体 ☐ その他の政治団体の支部	
名 称				
目 的	別紙のとおり	組織年月日	令和 年 月 日	
主たる事務所の所在地	(〒)		(電話)	
主たる活動区域				
区 分	氏 名	住 所	生年月日	選任年月日
(ふりがな)	(〒)	(電話)	明 大 昭 平	令和
代 表 者			・ ・	・ ・
(ふりがな)	(〒)	(電話)	明 大 昭 平	令和
会 計 責 任 者			・ ・	・ ・
(ふりがな)	(〒)	(電話)	明 大 昭 平	令和
会 計 責 任 者 の職務代行者			・ ・	・ ・
支部の有無	☐ 有 ☐ 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無		☐ 有 ☐ 無

以下は国会議員関係政治団体に該当する場合のみ記入事項

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	(ふりがな)	公職の候補者に係る公職の種類
	公職の候補者の氏名	

(注) 記載にあたっては裏面の備考を参照のこと。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 政治団体の支部にあつては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部) 何々」の例により記載すること。
- 3 「□」内には、該当するものに「V」を記入すること。
- 4 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、政治団体とみなされることとなった日を記載すること。
- 5 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「大阪府中央区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室」というように詳細に記載すること。
- 6 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては、例えば、「全国」、「近畿各府県」、「大阪府及び〇〇県」というように具体的に記載し、活動区域が、1の都道府県の区域内である政治団体にあつては、例えば、「大阪府」、「〇〇市及び〇〇町」というように具体的に記載すること。
なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「大阪府中央区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。
- 7 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。
- 8 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 9 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（以下「綱領等」という。）を併せて提出すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。
- 10 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 11 政治団体設立届及び綱領等については、主たる活動区域が2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては各3部、1の都道府県の区域内である政治団体にあつては各2部を提出すること。

※選管確認事項

選挙名	
	長・議員

被 推 薦 書

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名 殿

公職の種類

氏 名 ㊟

住 所

私（私達）は、令和 年 月 日から貴団体の推薦（支持）を受けています。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、都道府県の議会の議員若しくは長又は指定都市の議会の議員若しくは長の区分により、その職にある者にあつては「大阪府議会議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「大阪府議会議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 5 公職の種類に異動があった場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「大阪府議会議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

国会議員氏名届

令和 年 月 日

総務大臣
殿

大阪府選挙管理委員会

政治団体の名称

主宰者（主要な構成員）である衆議院議員又は参議院議員の氏名について、下記のとおり届け出ます。

記

区 分	氏 名	衆議院議員又は参議院議員の別
主宰者の氏名		
主要な構成員 の 氏 名		
〃		
〃		
〃		
〃		

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 衆議院議員又は参議院議員の職にある者についてのみ記載すること。
- 3 衆議院議員又は参議院議員が主宰する政治団体にあつては、「主宰者の氏名」欄に、また、衆議院議員又は参議院議員が主要な構成員である政治団体にあつては、「主要な構成員の氏名」欄に、当該衆議院議員又は参議院議員の氏名を記載すること。
- 4 主要な構成員が多数の場合には、別紙として添付すること。

政党の状況等に関する届

令和 年 月 日

総 務 大 臣
殿
大阪府選挙管理委員会

政党の支部の名称

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本支部を支部 とする政党	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	主たる活動区域	
1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		☐

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域を記載すること。
- 3 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあっては、その区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、「□」内に「V」を記入すること。

支 部 証 明 書

政党の支部の名称

主たる事務所の所在地

主たる活動区域

上記の支部は、本政党の支部（ を単位として設けられる支部）であることを証明する。

令和 年 月 日

政 党 の 名 称

主たる事務所の所在地

代 表 者 の 氏 名

㊟

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあっては、その区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、「本政党の大阪府〇〇市を単位として設けられる支部」というように記載すること。
- 3 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

届出事項等の異動届

令和 年 月 日

総 務 大 臣
大阪府選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

{ 政治資金規正法第 6 条第 1 項の規定により届け出た事項
政治資金規正法第 6 条第 2 項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があったので、同法第 7 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異 動 事 項	内 容			異動年月日	
政 治 団 体 の 名 称	新				令和
	旧				・ ・
主たる事務所 の 所 在 地	新	(〒) (電話)			令和
	旧				・ ・
区 分		氏 名	住 所	生年月日	
代 表 者	新		(〒) (電話)	明 大 昭 平 ・ ・	令和
	旧				・ ・
会 計 責 任 者	新		(〒) (電話)	明 大 昭 平 ・ ・	令和
	旧				・ ・
会計責任者の 職 務 代 行 者	新		(〒) (電話)	明 大 昭 平 ・ ・	令和
	旧				・ ・
国会議員関係 政治団体	新	☐ 1 号団体〔代表者の公職の種類： 衆 ・ 参 議院議員 ()〕 ☐ 2 号団体〔候補者氏名(ふりがな)： ()〕 〔候補者の公職の種類： 衆 ・ 参 議院議員 ()〕 ☐ 国会議員関係政治団体以外の政治団体			令和
	旧	☐ 1 号団体〔代表者の公職の種類： 衆 ・ 参 議院議員 ()〕 ☐ 2 号団体〔候補者氏名(ふりがな)： ()〕 〔候補者の公職の種類： 衆 ・ 参 議院議員 ()〕 ☐ 国会議員関係政治団体以外の政治団体			・ ・
そ の 他					令和 ・ ・
活動区域の区分			☐ 全国 (2 府県以上) ☐ 大 阪 府 内		

注 釈

当該様式に使用した法令名の略語は次のとおりである。

1号団体	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
2号団体	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
代表者の公職の種類	代表者である公職の候補者に係る公職の種類
候補者の公職の種類	公職の候補者に係る公職の種類

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 異動がない欄は、空欄のままおくこと。
- 3 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 4 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあってはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 5 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 6 「その他」欄には、主たる活動区域、支部の有無、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他政令で定める文書（法第18条の2第1項の規定による政治団体にあっては、開催計画書その他の政令で定める文書）（以下「綱領等」という。）又は課税上の優遇措置の適用関係の有無等に異動があった場合にその旨を記載し、関係書類を添付すること。
- 7 名称、所在地及び代表者の異動届の際、枠外届出者欄には、新名称、新所在地、新代表者名を記載して届け出ること。
- 8 届出事項の異動届及び綱領等については、主たる活動区域が2以上の都道府県にわたる政治団体にあっては各3部、1の都道府県の区域内である政治団体にあっては各2部を提出すること。

政治団体解散届

令和 年 月 日

総 務 大 臣
殿
大阪府選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

会計責任者の氏名

令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出をする場合には、法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。
- 5 政治団体解散届については、主たる活動区域が2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては3部、1の都道府県の区域内である政治団体にあつては2部を提出すること。

政治団体支部解散届

令和 年 月 日

総 務 大 臣
殿
大阪府選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

本政治団体の下記の支部は、令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第18条第5項の規定により、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって、同法第17条第1項の届出をします。

記

1 政治団体の支部の名称

2 支部の事務所の所在地

3 支部の代表者の氏名

4 支部の会計責任者の氏名

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 3 この届出の際は、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に対し、この届出をした旨を通知すること。また、当該支部の代表者及び会計責任者であった者は、解散の日から30日以内（当該支部が国会議員関係政治団体であった場合にあっては60日以内）に法第17条第1項に規定する収入及び支出に関する事項を記載した報告書を提出すること。
- 4 政治団体支部解散届については、主たる活動区域が2以上の都道府県にわたる政治団体にあっては3部、1の都道府県の区域内である政治団体にあっては2部を提出すること。

資金管理団体指定届

令和 年 月 日

総務大臣
殿
大阪府選挙管理委員会

公職の種類

氏 名

住 所

令和 年 月 日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法
第19条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の氏名

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 3 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員大阪府第〇区選挙区（現職）」、その職の候補者又は候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員近畿選挙区（候補者等）」の例により記載すること。
- 4 資金管理団体指定届及び宣誓書については、主たる活動区域が2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては3部、1の都道府県の区域内である政治団体にあつては2部を提出すること。

資金管理団体届出事項の異動届

令和 年 月 日

総 務 大 臣
殿
大阪府選挙管理委員会

氏 名

住 所

公職の種類

資金管理団体の名称

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異 動 事 項	内 容		異動年月日
公 職 の 種 類	新		令和
	旧		・ ・
(ふりがな) 資金管理団体 の 名 称	新		令和
	旧		・ ・
主たる事務所 の 所 在 地	新	(〒) (電話)	令和
	旧		・ ・
そ の 他			令和 ・ ・

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 異動がない欄は、空欄のままおくこと。
- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 資金管理団体届出事項の異動届及び宣誓書については、主たる活動区域が2以上の都道府県にわたる政治団体にあっては3部、1の都道府県の区域内である政治団体にあっては2部を提出すること。

資金管理団体指定取消届

令和 年 月 日

総 務 大 臣
殿
大阪府選挙管理委員会

氏 名

住 所

令和 年 月 日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、
政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 4 資金管理団体指定取消届及び宣誓書については、主たる活動区域が2以上の都道府県にわたる政治団体にあっては3部、1の都道府県の区域内である政治団体にあっては2部を提出すること。

資金管理団体でなくなった旨の届

令和 年 月 日

総 務 大 臣
殿
大阪府選挙管理委員会

氏 名

住 所

下記の政治団体は、令和 年 月 日に（ ）により、
資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 資金管理団体の指定の届出をした者の氏名

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 4 （ ）には、「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 5 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合にあっては、この届出は新たに選任された代表者が行い、（ ）には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。
- 6 資金管理団体でなくなった旨の届及び宣誓書については、主たる活動区域が2以上の都道府県にわたる政治団体にあっては3部、1の都道府県の区域内である政治団体にあっては2部を提出すること。

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名 殿

公職の種類

氏 名 ⑩

住 所

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に令和 年 月 日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となった日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名

殿

氏 名



住 所

私が衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は令和 年 月 日に政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため同法第7条第1項の規定による届出をする必要がありますので、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この通知は、法第19条の8第1項の規定による通知をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

証 票 交 付 申 請 書

個 人 用
番号

令和 年 月 日

大阪府選挙管理委員会委員長 様

ふりがな

候補者等の氏名

住 所

電 話 番 号

職 業

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1 公職の種類 _____

2 証票交付申請枚数 _____枚

(既に交付を受けている証票の枚数 _____枚)

3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

※所在地欄はできるだけ詳しく記載してください。

事 務 所 の 所 在 地	立札及び看板の類の枚数
	枚
	枚
	枚

証 票 交 付 申 請 書

団 体 用

番号

令和 年 月 日

大阪府選挙管理委員会委員長 様

後 援 団 体 の 名 称

代 表 者 の 氏 名

主たる事務所の所在地

電 話 番 号

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 推薦し、又は支持する候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類

ふりがな

氏 名 _____

住 所 _____

電 話 番 号 _____

職 業 _____

公職の種類 _____

- 2 政治団体としての届出先 _____

- 3 証票交付申請枚数 _____ 枚（既に交付を受けている証票の枚数 _____ 枚）

- 4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数
※所在地欄はできるだけ詳しく記載してください。

事 務 所 の 所 在 地	立札及び看板の類の枚数
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚

